3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成27年４月８日から関東地方整備局総務部契約課（埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に平成27年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年３月31日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　関東地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④　平成26年３月31日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、平成27年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、平成27年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

③　１⑵の業務内容に掲げる各分担業務をそれぞれ優れた技術を有する構成員に分担し、平成27年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務設計共同体協定書第８条第１項に明示すること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、平成27年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「平成27年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務△△・××設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成27年４月８日付け支出負担行為担当官　関東地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第２項に規定する経営事項審査の審査基準が平成26年国土交通省告示第1055号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、平成27・28年度において西日本高速道路株式会社（以下「当社」という。）の所掌する建設工事についての契約を締結する場合の競争参加資格について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請の要件等について、次のとおり公示します。

平成27年４月８日

西日本高速道路株式会社

代表取締役社長　石塚　由成

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27

1　再認定の申請の要件等　競争参加資格の再認定の申請の要件、申請書類の記載方法、審査方法などの詳細な事項については次に掲げる当社のホームページを参照すること。

http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/contest/

2　申請書類の提出方法及び提出先

⑴　提出方法　郵便（書留郵便に限る）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で書留郵便と同等のもの。

⑵　提出先　〒530―0003 大阪府大阪市北区堂島１－６－20堂島アバンザ19階　西日本高速道路株式会社　財務部　契約審査課

3　再認定の申請の受付時期　平成27年４月１日から平成27年９月30日（当日消印有効）までの間

4　再認定の結果の通知　１に掲げる当社のホームページ中「有資格者公表用名簿」に掲載することにより通知に代えるものとし、通知書は発行しない。

5　再認定を受けた競争参加資格の有効期間　再認定日から平成29年３月31日までの間

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成27年４月８日

総務省大臣官房会計課企画官　梅田　勉

◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　借入物品及び数量　総務省ＬＡＮ端末用ソフトウェアの借入

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成27年４月28日午後５時（郵送の場合は必着のこと。）